

いかんよ貧困福岡の会 学習会

生保基準訴訟 福岡地裁判決の問題点と 高裁での主張のポイント

2021年7月24日

講 師：弁護士 星野 圭（福岡第一法律事務所）

- ・2008年弁護士登録（福岡県弁護士会） 福岡第一法律事務所
主に労働事件、家事事件、一般民事事件並加え、生活保護貧困問題、障害者問題、消費者問題等に従事

第1 福岡判決「第3 当裁判所の判断」の目次

判決の概要を把握しましょう。以下、判決「第3」の<目次>

1 認定事実

- (1) 本件各改定に至る経緯等
 - ア 水準均衡方式が採用されるに至るまでの経緯等
 - イ 生活保護制度の在り方に関する専門委員会における生活扶助基準の検証
 - ウ 生活扶助基準に関する検討会による検証等
 - エ 基準部会による検証等
 - オ 生活扶助基準の見直しに至る経緯
- (2) 消費支出並びに生活扶助基準額及び改定率の推移等
- (3) 消費者物価指数の内容とその推移等
 - ア 各物価指数の算式とその特徴について

イ 総務省CPIについて

ウ 総務省CPIの推移 ⇒変化率マイナス2.35%

(4) 家計調査及び社会保障生計調査の概要

ア 家計調査について ⇒(総務省統計局)

イ 社会保障生計調査について ⇒(厚生労働省)

(5) 本件各改定の内容

ア ゆがみ調整の内容

イ デフレ調整の内容 ⇒下落率マイナス4.78%

ウ 激変緩和措置等の内容

2 審査請求前置の有無について

3 本件各改定の合憲性及び適法性について ⇒★重要なところ

(1) 判断枠組み等について ⇒★後で説明

(2) ゆがみ調整の適否について

ア ゆがみ調整の必要性等について

イ 平成25年検証において用いられた検証方法について

ウ 第1・十分位と比較したことについて

エ 上藤教授の意見書に基づく主張について

オ 岩田教授の意見書に基づく主張について

カ 反映比率を2分の1にしたことの適否について

(3) デフレ調整の適否について ⇒★最大の争点

ア デフレ調整の必要性等

イ 基準部会による検討がされていないことについて

ウ 物価の動向を生活扶助基準の改定根拠としたことについて

エ 平成20年と平成23年をデフレ調整の始点及び終点としたことについて

オ 生活扶助相当CPIの算定方式(特に理論的根拠の有無等)

について

カ 平成22年をウエイト参照時点としたこと（平成17年をウエイト参照時点としなかったこと）について

キ 平成20年及び平成23年の各生活扶助相当CPIの品目が異なることについて

ク 生活扶助相当CPIのウエイトの問題（非生活扶助相当品目を除外したこと等）について

ケ 家計調査に基づくウエイトを用いたこと（社会保障生計調査のウエイトを用いなかったこと）等について

コ その他の主張

サ まとめ

(4) ゆがみ調整及びデフレ調整を併せて行ったことの適否について

(5) 本件各改定後の生活扶助基準の適否等について

4 本件各改定の国家賠償法上の違法性、慰謝料額について

第2 福岡判決の問題点

1 本件での争点

(1) 行政機関の裁量はどこまで認められるのか＜判断枠組み＞

(2) ゆがみ調整は適法だったのか

(3) デフレ調整は適法だったのか

2 判断枠組みの問題点

本件では、生活保護基準の改定に至る判断過程に過誤等がないかど

うかが問題とされているところ、福岡判決では、「ゆがみ調整及びデフレ調整」による基準改定をすることが許されるか否かという視点で検討されている。

一方で、大阪判決では、ゆがみ調整及びデフレ調整によって改定された基準の内容が、被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるか否かという視点で検討されている。

この視点の違いは結論にも影響しており、大阪判決では、保護基準の改定が生活水準にどのような影響を与えるか(改定の影響がないといえるほどに可処分所得が増加していたか)という点が具体的に検討された。

■判断枠組みに関する判決文の表現

<福岡判決（54頁）>

本件各改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の減額改定に係る厚生労働大臣の判断に上記(ア)の見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、…生活保護法3条及び8条2項に違反して違法となり、本件各改定に基づく本件各決定も違法となるものというべきである

厚生労働大臣の上記①の裁量判断の適否に係る裁判所の審査においては、主としてゆがみ調整及びデフレ調整による生活保護基準の減額改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査される。

<名古屋判決（67頁）>

ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定をした厚生労働大臣の判断

に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、…生活保護法 3 条及び 8 条 2 項に違反し、違法なるものというべきである。

＜大阪判決（71頁）＞

基準生活費の減額をその内容に含む保護基準の改定は、①当該改定後の生活扶助基準の内容が被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、…法 3 条、8 条 2 項の規定に違反し、違法となるものというべきである。

3 ゆがみ調整の問題点

ゆがみ調整は、基準部会による検証（平成 25 年検証）が実施されている。

ゆがみ調整（約 90 億円の減額）の内容は、「第 1 ・十分位」の消費実態と比較して、年齢階級別、世帯人員別及び級地別の区分ごとのゆがみを調整するというもの。

しかし、今回の改定は、比較する消費動向が「一般国民」の消費動向であるはずの水準均衡方式とは考え方が異なっている。

■水準均衡方式とは

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。一般国民の消費実態との均衡を図る。賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきであるとされている。

■福岡判決の表現（判決59頁）

平成25年検証に基づくゆがみ調整は、生活扶助基準の適正化を図ることを目的として行われたもので、その目的は不合理ではない。基準部会により実施されたもので、検証過程において特段不合理な点は認められない。よって、厚労大臣の判断過程に問題はない。

4 デフレ調整の問題点（★最大の争点）

デフレ調整は、基準部会による検証を経ていない。

デフレ調整の内容は、生活扶助相当CPIによる物価下落率マイナス4.78%を生活扶助基準に一律に乗ずるもの。

厚労大臣は、平成22年を基準時点として、平成20年及び平成23年と比較して、生活扶助相当CPIを算定した結果、平成20年から平成23年までの物価下落率が4.78%と算出。その数値分を減額することとした。

「平成20年以降のデフレ傾向によって、生活保護受給世帯の可処分所得が相対的、実質的に増加した（基準額が実質的に引き上げられた）と評価できる状況にあったため、一般国民との間の不均衡を是正（調整）するために行った」（判決79頁）。

■デフレ調整に関する判決の表現

<福岡判決（80頁）>

デフレ調整の目的ないし必要性に関する説明は、それ自体として特に不合理なものではなく、また、…デフレ調整に至る経緯等に照らし、その基礎となる事実関係に誤りがあるとか、その事実の評価に著しく不合理な点があるとはいはず、平成20年以降のデフレ傾向によって、生活保護受給世帯の可処分所得が相対的、実質的に増加した（基準額が実質

的に引き上げられた）と評価できる状況があつたとみることは十分可能であるから、デフレ調整の目的ないし必要性に関する厚生労働大臣の判断が不合理ということはできない。

⇒★下線部のような事実が本当にあるのか？？

★原告は「基礎となる事実関係に誤りがある」こと=マイナス4.

7 8 %の物価下落がないことを指摘しているが、それへの回答はこの結論のみで、理由の説明はない（判決105頁では複数の統計数字があるだけで関係がないと指摘されている）。

<大阪判決>

- ① 平成20年は、世界的な原油価格や穀物価格の高騰を受けて、石油製品を始め、多くの食料品目の物価が上昇したことにより、消費者物価指数（総合指数）が11年ぶりに1%を超える上昇となった年であり、平成20年からの物価の下落を考慮するならば、同年における特異な物価上昇が織り込まれて物価の下落率が大きくなることは、本件改定が始まった平成25年には明らかであった。…なども総合すると、デフレ調整は、平成20年からの物価の下落を考慮した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものというべきである（判決78頁）
- ② 上記のような変化率（マイナス4.78%）を用いて生活扶助基準額を改定するという判断は、一般的世帯の消費構造よりも被保護者世帯のそれの方が物価の下落による実質的な可処分所得の増加という影響を強く受けていること（最低限度の生活を営むのに要する費用の減少割合が一般的世帯の消費支出の減少割合よりも大きいこと）を前提とするものというべきであるが、本件全証拠によつても、これを裏付ける統計や専門家の作成した資料等があるという事実はうかがわれない（判決79頁）

- ③ 生活扶助相当CPIの値をもって、一般的世帯の消費構造よりも被保護者世帯のそれの方が物価の下落による実質的な可処分所得の増加という影響を強く受けている（最低限度の生活を営むのに要する費用の減少割合が一般的世帯の消費支出の減少割合よりも大きい）という事実が裏付けられるとはいえない。（判決82頁）
- ④ デフレ調整は、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものというべきであるから、最低限度の生活の具体化という観点からみて、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるといわなければならない。（82頁）

第3 高裁での主張のポイント

1 メインの争点はデフレ調整

大阪地裁判決の視点を高裁に理解してもらう。

2 統計のごまかしの指摘

「平成20年以降のデフレ傾向によって、生活保護受給世帯の可処分所得が相対的、実質的に増加した（基準額が実質的に引き上げられた）」
このような事実が存在しないことを理解してもらう。

厚労省がつくった資料が何かあればよいというのであれば、目的に合わせて根拠不明な怪しい資料を用意すればよいだけとなり、やりたい放題が加速する。

アベスガ政権の行動そのもの！？

3 裁判所の内外で裁判所の心を動かす活動を実践

裁判と運動は、車の両輪！大阪も運動の勝利。

生活保護利用者に4.78%の物価下落があったかどうかを検討しなかった福岡 判決

弁護士 高木 健康

たかき たてやす

1 原告らの訴え

「ルミエールは夜10時になると、総菜が半額になります。ご飯だけパック詰めされたものが100円で売っているのですが、これも半額になります。ご飯を炊くと、保温や温め直しにも電気代がかかるため、この半額になったごはんを買って総菜とともにルミエールに備え付けてある電子レンジで温めて帰ります。電子レンジを持っているのですが、電気代がかかるためつかいません」

「電気も夏の時期は夜7時か8時までつけません。水道代の節約のため、お風呂は2、3日に1回にし、お湯も腰ぐらいまでしかためません。トイレに行くときは、おしっこの場合は3回に1回しか流さないようにしています」

「3、4日に1回、夜6時半から7時ころに近所のサンリブ（スーパー・マーケット）に買物に行き、半額になっているおかずを3つくらい買います。おかずは2～300円のものが半額になっていますので、自分一人のために作るよりも割安です。このおかずを3～4日かけて食べます。お米は1回に2合くらい炊いて、3日くらいかけて食べます」

最終準備書面での、原告らの訴えの一部です。このような生活を余儀なくされている原告らを思うと、国に対し怒りがこみ上げてきます。

2 切り下げる経過と概要

本件の生活保護基準引下は、2013年から2015年までの3年で、ゆがみ調整約90億円、デフレ調整約580億円、合計670億円の生活保護費を削減したものです。保護利用世帯の96%が削減され、削減幅は平均で6.5%、最大で10%という過去に例を見ない内容でした。

特に、580億円も削減したデフレ調整については、生活保護基準部会に諮られることも部会で検討されることもなく、厚労省の判断だけで実行されたのです。

3 福岡で100人、全国で1000人が訴訟を提起

基準改定による保護費の削減に対し、全国の保護利用者は、憲法25条で保障された生存権の侵害であるとして、2014年4月から全国の裁判所に処分

取消訴訟を次々と提起しました。係属裁判所数は29裁判所、原告数は約100人となっています。

福岡では、2015年3月、2016年12月、2017年12月に、合わせて100名を超える原告が提訴しました。

この基準引下については、多くの学者・研究者が「内容的にも手続き的にも問題が多い」と批判をしています。

これまで、名古屋訴訟で4人（上藤、山田、白井、岩田）、福岡訴訟で1人（池田）、大阪訴訟で2人（上藤、志賀）、東京訴訟で1人（木村）と、それぞれの分野の専門家が、原告側の証人として基準引下の誤りを指摘しました。

4 デフレ調整の内容と違法性

基準引下には多くの問題がありますが、典型的なものがデフレ調整です。デフレ調整では、保護世帯に4.78%の物価下落があったとして、一律に4.8%の減額をしました。しかし、この数値には何の根拠もありません。

(1) 下落率を大きくするために2008年を選んだ

厚労省は、デフレ計算を2008年と2011年の比較で行いました。物価の変化で保護基準を決めるのであれば、前回の改定の2004年からの計算をすべきです。2008年は、その前後で特別に物価が高かった年です。2008年からの計算は、2007年から2008年の物価上昇を無視して、上ったところからの計算となります。2004年からもしくは2007年からの計算では、物価下落率は小さくなります。2008年と2011年を比較したのは、物価下落率を大きくするためです。

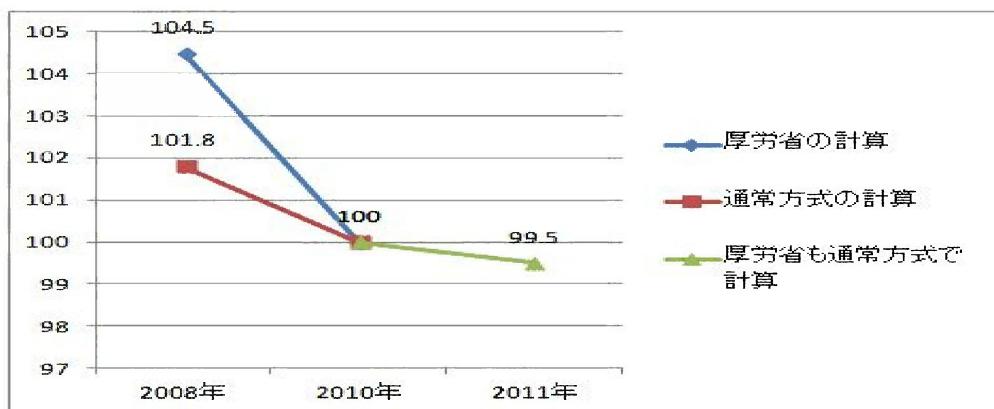


(2) 厚労省は、独自の計算方法で下落率を大きくした

2008年と2011年の比較でも、この間の消費者物価の下落率は2.35%に過ぎません。デフレ調整の4.78%は、その2倍以上です。

厚労省は、物価指数を決める品目のうち、保護利用者に影響ないと思われる、医療や自動車、住宅関係などの項目を外した品目による生活扶助相当CPIという考え方で計算しました。その生活扶助相当CPIも、国の統計機関である総務省統計局が行う方法で計算すると、下落率は2.26%です。4.78%としたからくりは、厚労省が発明した計算方法にあります。

厚労省は、2010年から2011年については総務省と同じ方法で計算しましたが、2008年から2010年については、2010年を基準として2008年に遡る計算をして下落率を大きくしたのです。



その違いは、図のとおりです。

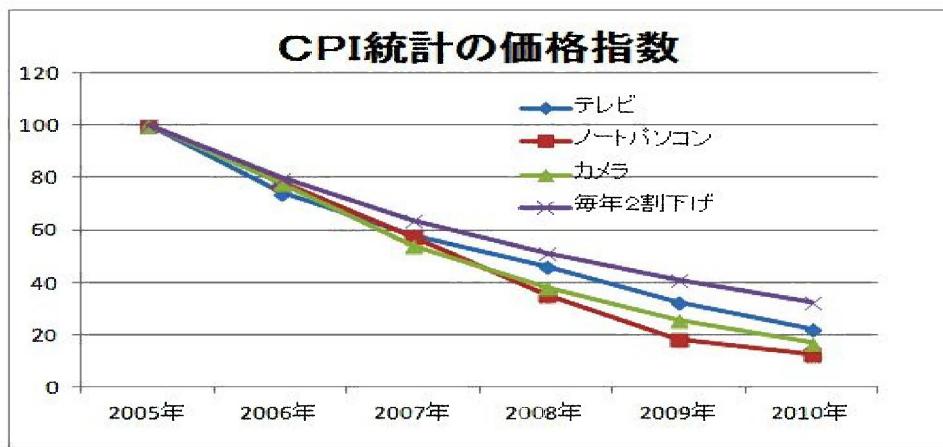
2010年から2011年の下落率は同じですが、2008年については、通常の計算では101.8なのに厚労省の計算では104.5にもなります。そのため、2008年から2011年の下落率が、総務省方式では2.26%なのに厚労省計算では4.78%になるのです。

(3) 厚労省計算で下落率が大きくなったのは、テレビやパソコンが原因

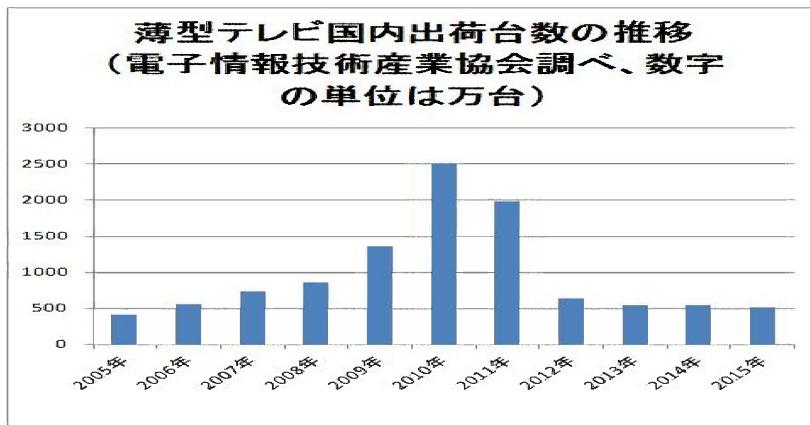
2008年から2010年にかけて、こんなに大きな物価下落はありません。厚労省の計算の中に仕掛けがあります。

厚労省と同じ計算方法(パーセンテージ式)では、価格が下がる一方で購入量が増える品物があると、実際以上に物価下落の数値が出ます。この方法は、消費者物価を計算する方法としては、日本でも諸外国でも使われていません。

この間、テレビやパソコンなどの価格は、毎年2割以上の下落となりました。



パソコンやカメラなどについては、価格が同じでも性能が良くなると統計上は価格が下がり購買量が増えたとします。そのため、パソコンは価格が下がり購買量が増えたとして計算されました。テレビは、2011年からの地デジ化などのため、2010年にかけての販売台数は大きく増えました。



このように、厚労省の特殊な計算方式と、テレビやパソコンの価格下落、購買量の増加によって、異常な下落数値となつたのです。

(4) 生活保護利用世帯の実態と違う計算

保護利用者がパソコンを買うことはほとんどないし、テレビも地デジ化に対応して無料でチューナーが配布されたので、ほとんどの保護世帯はテレビの買換えをしていません。

厚労省は、保護世帯に関する物価下落を計算するしながら、保護世帯の消費構造のデータではなく一般世帯のデータで計算しました。

保護世帯の保護費はぎりぎりの生活ができるだけ（もしくは、それもで

きない) の低い水準です。収入が多い世帯では、食料費や光熱・水道費などの生活に絶対必要な支出のほかに教養娯楽費などの支出をすることができますが、収入が少ない世帯では教養娯楽費などへの支出をすることはできません。保護世帯についての物価の変動は、保護世帯の消費実態に基づかないと、正しい数値は出ません。

厚労省は一般世帯の消費構造をもとに生活扶助相当CPIの計算をしました。これでは、保護世帯についての物価変動とは言えないのです。

保護世帯についての調査である社会保障生計調査のデータに基づいて、2008年から2011年の保護世帯に関する計算をすると、物価下落率は0.643%となります。

その他、総務省が行う方法での計算、第1・五分位(低所得の方から20%の世帯)の消費内容での計算、食料と光熱・水道費による計算などでは、いずれも、4.78%の半分以下の数値となります。

計算方法	下落率(%)	備考
生活扶助相当CPI(厚労省)	4.78	上藤論文10~11頁
一般(総務省方式)	2.35	上藤論文10~11頁
生活扶助相当CPI(接続指數)	2.26	上藤論文10~11頁
生活扶助相当CPI(第1・五分位)	2.81	池田論文2~3頁
食料・光熱・水道(第1・五分位)	0.89	池田論文2~3頁
生活扶助相当CPI(生計調査)	0.64	白井意見書55~57頁

生活保護利用世帯にとって4.78%の物価下落はあり得ないです。

福岡訴訟では、「生活保護利用者にとって4.78%の物価下落があったかどうかを判断してほしい」と強く求めました。

5 原告の訴えを認めた大阪判決

保護基準引下は全く正当性のないもので、原告勝訴のはずです。ところが、2020年6月の名古屋判決では予想外の原告敗訴となりました。

2021年2月の大判決は、「平成20年は、世界的な原油価格や穀物価格の高騰を受けて、石油製品を含め、多くの食料品目の価格が上昇したことにより、消費者物価指数が11年ぶりに1%を超える上昇となった年であり、平成20年からの物価の下落を考慮するならば、同年における特異な物価上昇が

織り込まれて物価の下落率が大きくなる」として、平成20年からの物価の下落を考慮した点において問題があるとし、さらに、「総務省が作成し公表している消費者物価指数の変化率がマイナス2.35%であるところ、厚労省が独自に算定した生活扶助相当CPIによって物価の変化率を算出したマイナス4.78%として生活保護基準を改定している」ことについても、厚労省の計算の方法を詳細に検討して、生活保護利用者にとって、総務省の消費物価指数による2.35%より大きな物価下落があったとはいえないとして、原告を勝訴させました。生活保護世帯の実態を考慮したものと評価できる勇気ある判決です。

その後の、同年3月の札幌判決は、また、ほぼ名古屋判決と同じ内容で、原告敗訴の判決となりました。

6 4.78%の判断を避けて原告敗訴の福岡判決

勝訴判決を確信していましたが、5月12日の福岡判決は原告敗訴の判決でした。判決の重要な点は、次のとおりです。

(1) 2008年を起点にした点については、「平成19年までは一般国民の消費水準との調整を行って水準を据え置いたが、平成20年以降は消費を基礎とした改定が行われなかつたので、平成20年を起点にしたことは相応の合理的な理由がある」としました。2008年からの計算では2007年から2008年にかけて物価が大幅に上がったことを無視することになるとの主張については、判断がありませんでした。とても納得のできるものではありません。

(2) 2008年から2011年の物価変動の計算を総務省と違つて2010年を基準として行ったことについては、「保護基準の設定、改定については、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められているので、デフレ調整を行うに当たつても、その物価下落率の算出方法については、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる」ので、総務省と違う方法でも不合理とはいえないとした。

(3) 物価下落にテレビやパソコンの価格下落の影響が大きいことについては、「生活保護世帯のほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有し、5割近い世帯がカメラを所有しているので、カメラの品質が向上したことなどにより、生活保護受給世帯が全く恩恵を受けなかつたということはできないし、テレビやパソコン等は、生活扶助により購入することがあ

り得る品目であって」などとして、「平成20年から平成22年にかけてのテレビやパソコン等の価格下落や品質向上等が、デフレ調整における物価下落率の算定において相当程度影響していることは否定し難いが、・・・厚生労働大臣の判断がその裁量権の範囲を逸脱しましたはこれを濫用するものとは認められない」としました。生活保護利用者にとっての物価下落率の視点が全く抜け落ちています。

(4) 生活保護利用者の実態に合った計算をすべきとの主張に対しても、判決は「厚労大臣は、デフレ調整を行うに当たり、選択しうる統計資料のうちどれを用いるかについて裁量権を有していると解されるのであるから、家計調査のウエイトをそのまま利用する方法と、家計調査に基づいて第1・五分位のウエイトを算出しこれを利用する方法との選択は、まさに厚労大臣の裁量権の範囲内の事柄というべき」であって、「第1・五分位のウエイトを算出しこれを使用しなかつたからといって・・・裁量権の範囲の逸脱又はその濫用とはいえない」としています。私たちの主張は、「第1・五分位のウエイトで計算すべき」というのではなく、「第1・五分位での計算では、物価下落率は小さくなるので、生活保護世帯では4.78%もの物価下落はなかったと考えるべき」ということですが、判決は、論点をまげてしまっています。

(5) そして、同じ品目での計算でも、総務省方式の計算や第1・五分位での計算など、厚労省以外の計算では、物価下落率は4.78%よりずっと小さくなるので、生活保護利用者に4.78%の物価下落はなかったとの主張についても、判決は「厚労大臣が選択しうる複数の方法において、平成20年から平成23年までの物価下落率ないしその試算結果が上記のとおり算定されたということにすぎず、上記の各種数値の比較をもって直ちに、生活保護相当CPI及びこれに基づく物価下落率の算定に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったということはできないし、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるとか、その判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない」としました。

大阪判決が、「4.78%は総務省の物価下落率2.35%と比べて大きすぎるが、その合理的説明がない」として、厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱や濫用を認めたことと全く反対です。

7 福岡高裁では絶対に勝訴判決を

福岡判決は、厚生労働大臣には「どのような計算をするか」、「どのようなデータを使うか」について裁量権があり、4.78%はその結果の数値であり、裁量権の範囲での計算の結果なので、その数値で生活保護基準を引き下げても違法ではないとするものです。生活保護利用者にとって、4.78%の物価下落があったかどうかについては、判断を避けました。

その判断をすると、大阪判決のように、原告勝訴の判決を書かざるを得なくなるので、避けたものです。

福岡訴訟原告は、判決に対して福岡高裁に控訴しました。福岡高裁での勝利のために、全力で頑張る決意です。

以上

2021年5月12日 福岡地裁 不当判決 まだ希望はある! 原告・弁護団・支援者は意気さかん —生活保護基準引下げ違憲訴訟—

不当判决



第646号
2021年6月5日

福岡県生活と
健康を守る会連合会
福岡市博多区千代4-29-7
第3ファイビル103 TEL 812-0044
電話 092(631)6651
FAX 092(631)6681
発行責任者 梅崎 勝
定価 1部100円毎月5日発行

生活保護基準
引下げ違憲訴訟
判決
特集号

忖度する驚くべき判断の内容です。

福岡県弁護士会館で開かれた報告集会では、福岡県生連の梅崎勝会長が司会進行を担当しました。

**憲宣言が
と/orていてる**

中での行動

「馬耳東風（ばじとうふう）」、「馬の耳に念仏（まのじみやんぶつ）」、「聞く耳持たない（きくみみせつたない）」▼「原生らの請求をいすれも棄却する」とだけを申し渡し、足早に立ち去る三人の裁判官の後ろ姿を見ながら、怒りの前によぎつた言葉です▼案の宝（じよう）、と言つては、現政権に忖度（そんたく）する裁判官も、現政権に忖度（そんたく）する裁判官ことかもしれません。が、「福岡・生活保護基準引下げ違憲判決（ふくおか・せいかくほごくじゆんひきげんひきけつ）」が、又当不公（うとうふこう）の判決（はんけつ）だ。

「不当判決・司法の責任放棄」
旗を掲げて報告する弁護団

原告・弁護団・支援者が
横断幕を掲げて入廷

「いかんよ貧困・福岡の会
井下顕代表から支援の挨拶

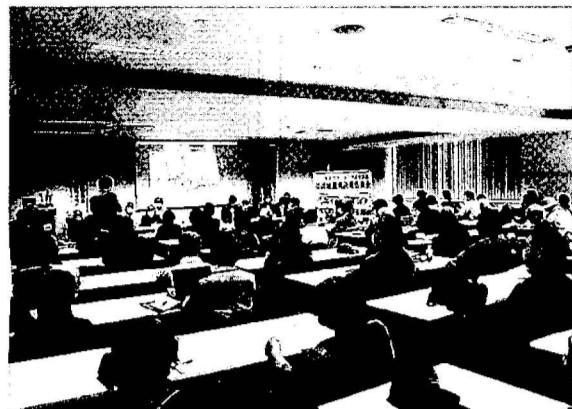
(U) を持たせる」ために

緊急事態宣言が発令されている中の行動

三
九

控訴して勝つまで頑張る!

—生活保護基準引下げ違憲訴訟・福岡地裁判決—



裁判判決後に行われた報告集会
多くのマスコミも取材で参加しました

2013～2015年の3年間で最大10%、平均6.5%の生活保護基準引き下げに対し憲法25条で保障されている生存権に違反をしている。これまで開催された裁判の判決が出ました。原告や弁護団・支援者の皆さんが期待をした判決と真逆の国に付度の不当判決でした。心から怒りが湧いてきましたがこの日参加した人全員が同じ気持ちだと思います。このまま引き下がる訳にはいきません。当然高裁判訴をして聞い続けます。が今後どのように裁判を続けて行け

2015年3月16日に提訴をして足掛け6年2ヶ月余り闘つてきた裁判の判決が出ました。原告や弁護団・支援者の皆さんが期待をした判決と真逆の国に付度の不当判決でした。心から怒りが湧いてきましたがこの日参加した人全員が同じ気持ちだと

2013～2015年の3年間で最大10%、平均6.5%の生活保護基準引き下げによる影響が考えなければと思ひます。一審で基準引き下げによる影響がどうにでたか生活実態を意見陳述で述べたが判決に全く反映されませんでした。今後は自分の思いや状況を裁判官にどうやって理解させるかいろいろ考えながら裁判に臨みた福岡高裁では地裁判決と正反対の全面勝ち合いたいと思ひます。

裁判に 参加して

谷口照美
2013年からこの言葉だと思い、命の重さを考えて訴えていかないといけないと強く感じました。福岡高裁では地裁判決と正反対の全面勝ち合いたいと思ひます。

会に入らせて頂きその方が「生活保護を受けていれば助かる命があつたはず」と方たちだからこそこの言葉だと思い、命の重さを考えて訴えていかないといけないと強く感じました。

諫山真由美
他の方は次号で報告集会のあと、5人の原告と弁護団・支援者が記者会見

声明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟福岡地裁判決について

2021（令和3）年5月12日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟原告団

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団

生活保護基準引き下げ、年金引き下げ違憲訴訟を支援する福岡の会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、福岡地方裁判所民事第一部（徳地淳裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において、原告らの請求を棄却する不当判決を言渡した。

本訴訟は、福岡県内の生活保護利用者84名（提訴時118名）が、福岡県及び各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）、2021年3月29日の札幌地裁判決（請求棄却）に続く4件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広汎な裁量を認めた上、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し、原告の請求を棄却した。

本判決は、厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引下げたことに目をつぶり、引下げの内容についての実質的な検討をすることなく、本件引下げ処分を裁量権の範囲内であると安易に認定した。

生活保護利用者にとって絶対にありえない4.78%の物価下落を認めたことは、裁判所が事実を探求する責務を放棄したものであり、絶対に許せない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障することを求めるとともに、本訴訟の勝利まで断固として戦い抜く決意である。

以上

毎日の生活も 大変になりました

2021年5月12日・福岡地裁の判決後の集会



報告集会のあと、5人の原告と弁護団・支援者が記者会見

2013年から、生活保護費が下がります。今まで下がり続けています。生活保護費が下がる中、主人が急に亡くなつて今年の10月で6年になります。2人暮らしになり、生活保護費も少なくなり、毎日の生活も大変になりました。3人暮らしの生活だったのが、息子とのそれなのに裁判所

は、私たちの暮らしの実態を認めませんでした。このまま負けられません。控訴して勝つまで頑張っていきます。これからもご支援をお願いします。

